

通商産業省

8資庁第9793号

平成9年9月5日


原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



東北電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について（諮問）

東北電力株式会社取締役社長八島 俊章から平成8年8月30日付け東北電原第43号（平成9年7月31日付け東北電原第23号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る原子炉の設置は、商業発電のために用いる原子炉の設置であり、これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る原子炉の設置は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に定める方針にのっとり、将来のエネルギー供給の安定を図るうえで十分な意義を有するものであり、これが、我が国の原子力開発及び利用の計画的遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る原子炉の設置に必要な資金は、自己資金及び外部資金により調達される計画であり、申請者にはその総合的経理能力からみて、本件申請に係る原子炉設置を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。

〈縮小版〉

東通原子力発電所
原子炉設置許可申請書

本文及び添付書類

平成8年8月
(平成9年7月一部補正)

東北電力株式会社